

島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業募集要項

島根半島・宍道湖中海ジオパークの科学的な資料の蓄積を図るため、大学生、大学院生、研究者等を対象に島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかわる調査研究を助成するもの。

1. 助成対象事業

島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかわる調査研究で、次のいずれかに該当するもの。

島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究で、2018年度で実績報告が可能な研究。

①「大地の成り立ち」

A. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの成り立ち（地史）の解明に関する研究

②「独自の生態系」

A. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの生物相に関する研究

（例）植生や生物相の調査、など

B. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの生物相の形成要因の解明に関する研究

（例）遺伝子を活用した生物相の分布変動の解明、など

C. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの生物の保全・保護に関する研究

（例）保全対象とする生物の生態解明、など

③「ジオパークに関わる歴史文化」

A. 島根半島・宍道湖中海ジオパーク地域の歴史文化に関する研究

（例）出雲国風土記と古代出雲文化の調査、など

2. 助成対象者

以下の個人もしくはグループ。（1）大学に在籍する大学生または大学院生（2）研究機関等で研究活動に従事する者（3）その他、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会会長が認めた研究者

3. 助成金の額等

（1）助成金の額

予算の範囲内で、1件あたり上限10万円（3件程度）

ただし、助成対象研究は、1助成対象者につき1件とします。

（2）助成対象経費

- ・ 島根半島・宍道湖中海ジオパークまでの交通費及び宿泊費（飲食費は対象外）
- ・ 島根半島・宍道湖中海ジオパーク内での調査研究に関わる移動経費および必要経費（例）レンタカー代、調査研究にかかわるガイド料、宿泊費（飲食費は対象外）、消耗品など
- ・ その他、島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会会長が認めた経費

(3) 助成率 10 / 10

4. 応募方法

次の書類を島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会事務局まで郵送かメールでお申し込みください。

- (1) 応募申請書
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算明細書
- (4) 研究者等略歴 / 在学証明書(写) 各1部

5. 応募締切

2018年9月28日(金) *必着

6. 申込先、問い合わせ先

島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会 事務局 担当：森江
〒690-8540 島根県松江市末次町 86 (松江市役所地域振興課内)
TEL : 0852-55-5399 FAX : 0852-55-5665
E-mail : kunibiki-geoparkk@city.matsue.lg.jp

7. 審査

研究成果によってもたらされる効果が、島根半島・宍道湖中海ジオパークの活動(誘客活動、地域活動、学術の進展、保護区の設定、など)に活用できる内容であることを審査基準とします。

8. 実績報告

助成研究が完了後、次の書類を2019年3月31日(木) *必着まで、島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会事務局まで持参するか郵送で提出してください。

- (1) 実績報告書
- (2) 実施報告書
- (3) 収支決算明細書 (*要領収書の写し) 各1部

9. 助成金の支払い

応募資料4点(応募申請書、実施計画書、収支予算明細書、研究者等略歴)および実績報告3点(実績報告書、実施報告書、収支決算明細書)を精査して、助成金の交付額を確定し、希望する金融機関へ振り込みます。

10. その他

- (1) 助成金の交付に関する詳細については、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付要綱」によるものとする。
- (2) 実績報告後、研究テーマ、団体名（所属）、代表者名（氏名）、実施報告書（要約のみ）を島根半島・宍道湖中海(国引き)推進協議会のHPで公開します。
- (3) 本事業を使って行われた研究成果は学会等で発表することが望ましい。研究成果を学会等で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本事業を使用した旨を明記してください。また、本事業にかかわる研究について取材等を受ける場合は、研究の一部に本事業を使用した旨を伝えてください。
- (4) 本事業に不採択された研究の応募書類については、申請者に返送は致しません。ご返送を希望の場合は、改めてご連絡ください。